

地独評委第 号
令和8年 月 日

岐阜県知事 江 崎 禎 英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 牛越 博昭

意 見 書（案）

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき令和8年1月22日付け医福第887号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準の変更については、適当と認める。